

つくば市周辺コミュニティへの支援に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市周辺コミュニティへの支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 市内の大字の区域のうち、当該区域の面積の9割以上が市街化調整区域で構成されている各区域（平成23年5月1日時点の人口と令和3年5月1日時点の人口を比較して増減がない区域又は減少している区域に限る。）をいう。
- (2) 地域住民等 対象地域において居住する者又は事業を営む者をいう。
- (3) 地域づくり活動 地域住民等が主体となり、地域資源を活用し、地域の活性化を図るために実施する取組をいう。
- (4) 周辺コミュニティ 市の認定を受け、対象地域において地域づくり活動を目的とする団体をいう。

(周辺コミュニティの認定)

第3条 地域住民等は、地域づくり活動を行うにあたり、次に掲げる要件を満たした場合には、周辺コミュニティ認定申込書（様式第1号）、構成員名簿（様式第2号）、事業計画書（様式第3号）及び団体の規約を市長に提出することにより、当該団体を周辺コミュニティとする市の認定を受けることができる。また、対象地域における既存団体（区会、子ども会等）も認定対象とする。

- (1) 団体の規約を制定していること。特に、役員の構成や運営方法、活動目的、活動内容が明記されていること。
- (2) 5人以上の構成員を有し、その過半数が地域住民等であること。この場合に

において、同一の世帯に複数の構成員である地域住民等がいるときのこれらの地域住民等の数は、1として計算する。

(3) 周辺コミュニティの構成員以外の地域住民等が団体の活動に自発的に参加する機会が保障されていること。

(4) 総会を開催し、地域住民等に対し、団体の活動目的及び内容の周知を行っていること。

(5) 当該対象地域の区長の2分の1以上に承認を得ていること。

(6) 団体の運営が民主的に行われるものであること。

(7) 事業計画を策定していること。

(8) 当該対象地域において本条の認定を受けた周辺コミュニティがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる団体は、同項の規定による認定を受けることができない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

(3) 営利を主たる目的とする団体

(4) 一部の者の娯楽、懇親、遊興等を主な目的とする団体

3 第1項の規定による認定の期間は、認定の日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

4 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、周辺コミュニティ認定（不認定）通知書（様式第4号）により、申込みをした団体に通知するものとする。

5 市長は、周辺コミュニティとして認定することができる団体数は、1会計年度につき2団体までとする。

(周辺コミュニティの遵守事項)

第4条 周辺コミュニティは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市長が活動内容及びその会計について、報告を求め、帳簿、証拠書類その他の物件を調査する場合は、これに応じること。
- (2) 毎年度総会を開催し、次に掲げる資料を市長に提出すること。

ア 前年度の事業及び決算報告

イ 前年度の監査結果

ウ 新年度の事業及び予算計画

エ 新年度の役員及び構成員名簿

(周辺コミュニティへの支援)

第5条 市長は、周辺コミュニティに対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域づくり活動に関する相談に対する助言等
- (2) 地域づくり活動に関する学習の機会及び情報の提供
- (3) 地域づくり活動に要する経費の補助（第9条第2項の規定により認定の期間の延長を受けた団体を除く。）
- (4) 地域づくり活動の実施に係る支援

2 前項第3号に関する支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(周辺コミュニティの認定内容の変更)

第6条 周辺コミュニティは、周辺コミュニティ認定申込書又はその添付書類に記載した事項に変更（市長が軽微な変更と認めるものを除く。）が生じたときは、速やかに、周辺コミュニティ認定変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(周辺コミュニティの認定の取消し)

第7条 市長は、周辺コミュニティが次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により第3条第1項の規定による認定を受けたと認め

られるとき。

(3) 団体の運営、会計処理等に不正な行為があったことが認められるとき。

(4) 第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(5) 第4条に規定する遵守事項を遵守しなかったとき。

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を周辺コミュニティ認定取消通知書（様式第6号）により、取消しを受けた団体に通知するものとする。

（周辺コミュニティの廃止）

第8条 周辺コミュニティは、周辺コミュニティを廃止しようとするときは、速やかに、周辺コミュニティ廃止届出書（様式第7号）を添えて市長に提出しなければならない。

（周辺コミュニティの認定の期間の延長）

第9条 周辺コミュニティは、認定の期間の延長を受けたい場合は、周辺コミュニティ認定期間延長申込書（様式第8号）、構成員名簿（様式第2号）及び事業計画書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、認定の期間の延長の可否を決定し、周辺コミュニティ認定延長決定（不承認）通知書（様式第9号）により、提出をした団体に通知するものとする。

3 前項の規定による延長は、1回限りとし、認定の延長の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

4 第3条第1項及び第2項の規定は、周辺コミュニティの認定の期間の延長において準用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和 5 年 6 月 20 日 一部改正

附 則（令和 7 年 11 月 1 日一部改正）

（施行期日）

1 この要項は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要項による改正前のつくば市周辺コミュニティへの支援に関する要項第 3 条第 1 項の認定を受けた団体に係る同条第 3 項の認定の期間については、なお従前の例による。